

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令
新

新旧对照条文

(新旧对照条文一覽)

○意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（第一条関係）

改 正 案

（専用実施権の設定等の登録の申請）

第六条の六 基礎意匠又は関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下この条において同じ。）の意匠権についての専用実施権について次に掲げる事項の登録を申請するときは、同時にその基礎意匠に係る全ての関連意匠の意匠権又はその関連意匠に係る本意匠及び他のすべての関連意匠の意匠権についての専用実施権についても、同一の事項の登録を申請しなければならない。

一〇五 （略）

現 行

（専用実施権の設定等の登録の申請）

第六条の六 本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権について次に掲げる事項の登録を申請するときは、同時にその本意匠に係るすべての関連意匠の意匠権又はその関連意匠に係る本意匠及び他のすべての関連意匠の意匠権についての専用実施権についても、同一の事項の登録を申請しなければならない。

一〇五 （略）